平成２９年（フ）第６７号
三重県津市河芸町上野346番地22
債務者　ｇａｒｄｅｎ　ＨＡＩＲＤＥＳＩＧＮ　Ｓこと　三宅　孝明
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７４号
三重県亀山市東御幸町175番地４　コーポみゆき16号
債務者　木全　克彦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３４号
神戸市垂水区塩屋北町１丁目13番１―203号
債務者　浅田　博美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７号
神戸市北区桂木３丁目28番地の１　Ｂ―205号
債務者　大坪　利信
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９号
神戸市長田区七番町７番地の13、前住所兵庫県芦屋市大東町18番６―109号
債務者　荘司　悦子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
兵庫県豊岡市若松町13番20号　第２ゆたか荘南側
債務者　木谷　　進
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
愛媛県四国中央市川之江町2895番地　セイワマンション101号
債務者　小笠原　毅
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５２号
長崎県長崎市八つ尾町21番10号　ノエル203
債務者　森山　陽美
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
宮崎市学園木花台北３丁目8294番地25
債務者　大福　幸美
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９号
茨城県稲敷市角崎1606番地21
債務者　吉留　彩乃
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
福井県越前市粟田部町第23号33番地
債務者　鈴木　隆子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
長野県安曇野市明科中川手3347番地
債務者　関川　貴裕
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５１４号
愛知県小牧市大字東田中772番地１　県住２号棟105号
債務者　住吉　克之
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９号
兵庫県明石市魚住町西岡2391番地の１
債務者　木村理恵子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
山口県下関市丸山町１丁目９番11号　祥光ハイツ　107号
債務者　田中　秀一
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
山口県下関市生野町２丁目21番24号
債務者　山本　仁義
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
宮崎県延岡市片田町3109番地４
債務者　寺尾　　遼
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部